

# 舞鶴市ネーミングライツ事業 導入ガイドライン

令和6年6月

## 内容

【 1 趣旨 】 .....	- 2 -
【 2 ネーミングライツ事業導入の目的 】 .....	- 2 -
【 3 ネーミングライツ事業の概要 】 .....	- 2 -
【 4 ネーミングライツ事業の導入の手続き 】 .....	- 2 -
【 5 導入対象施設等 】 .....	- 3 -
【 6 ネーミングライツ付与の対価について 】 .....	- 3 -
【 7 契約期間 】 .....	- 3 -
【 8 愛称 】 .....	- 3 -
【 9 パートナーの募集方法等 】 .....	- 4 -
【 10 選定方法等 】 .....	- 5 -
【 11 パートナーの決定及び公表等 】 .....	- 6 -
【 12 ネーミングライツ事業導入に伴う費用負担 】 .....	- 6 -
【 13 愛称の使用 】 .....	- 6 -
【 14 契約の解除 】 .....	- 6 -
【 15 契約期間の満了 】 .....	- 6 -
【 16 指定管理者制度等導入施設にかかる留意点 】 .....	- 7 -
【 17 その他 】 .....	- 7 -
【 18 施行時期 】 .....	- 7 -
【 19 各種様式 】 .....	- 8 -

## 【 1 趣旨 】

このガイドラインは、舞鶴市が所有する施設等の命名権の付与等に関わる事業（以下、「ネーミングライツ事業」という。）の適切な導入を図るため、「舞鶴市ネーミングライツ事業実施要綱」（以下「事業実施要綱」）に基づき、事業実施要綱を補完するもので、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

ネーミングライツ事業実施の所管課においては、事業実施要綱及び本ガイドラインを参考に、ネーミングライツ事業の導入手続きを進めてください。

## 【 2 ネーミングライツ事業導入の目的 】

市の施設又は実施する事業等（以下「対象施設等」という。）の愛称を決定する権利を民間事業者等に付与することにより、民間事業者等の地域貢献及び広告の機会を拡大するとともに、施設の魅力の向上及び市の財政の健全化を図ることを目的とします。

## 【 3 ネーミングライツ事業の概要 】

- (1) ネーミングライツ事業とは、本市との契約により施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下、「パートナー」という。）から対価を得て、前項に規定するネーミングライツ事業の目的に資するものです。
- (2) ネーミングライツ事業の導入により市が得た対価については、原則として当該施設等の維持管理や運営に充てることとします。
- (3) ネーミングライツ事業の導入後、市は愛称を積極的に使用することとしますが、条例等で定める施設等の名称は変更しません。

## 【 4 ネーミングライツ事業の導入の手続き 】

ネーミングライツ事業導入の手続きとして、市が選定した施設やイベント等についてスポンサーの募集を行う場合は、市ホームページや「広報まいづる」等により広く公表します。

<手続きの流れ>

- ① 対象施設等（市の施設又は実施する事業等）の決定
- ② 募集条件の決定（募集要項等の作成、審査委員会での協議）
- ③ パートナーの募集
- ④ 審査委員会の開催（優先交渉権者の決定）
- ⑤ 優先交渉権者との協議
- ⑥ パートナーの決定
- ⑦ 契約の締結
- ⑧ 施設表示等の変更
- ⑨ 愛称の使用開始

## 【 5 導入対象施設等 】

- (1) ネーミングライツ事業を導入する対象施設として、文化施設、スポーツ施設、道路、公園などの市有施設（及びそれらの一部）、またイベントや講座などのソフト事業を想定しています。（以下、「対象施設等」という。）
- (2) 対象施設等は、施設の性格、利用者数やメディアに取り上げられる頻度などを考慮して決定するものとし、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや施設の性格上、愛称を付するのが適当でないとは判断するものは対象外とします。（例：市役所庁舎や学校等）

## 【 6 ネーミングライツ付与の対価について 】

他自治体における類似事例や利用者数、メディアに取り上げられる頻度などを考慮し、当該施設等の広告媒体としての価値を総合的に検討して、対象施設等ごとに ネーミングライツ料（対価）を算定します。

また、ネーミングライツの対価については金銭だけでなく、役務（サービス）の提供等も想定しています。（例：対象施設等の維持管理、設備のグレードアップ等）

## 【 7 契約期間 】

- (1) 市有施設の場合  
原則3年以上とし、施設の性格等に応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。
- (2) イベントや講座等のソフト事業の場合  
契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。

## 【 8 愛称 】

- (1) 愛称付与の条件
  - ア 親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。
  - イ 施設等の特性に応じて、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項に設定できることとします。
  - ウ 市民や施設等利用者の混乱を避けるため、当分の間、正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。
- (2) 使用を禁止する愛称  
愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツ事業の対象としません。
  - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ウ 政治性又は宗教性のあるもの

- エ 反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの
- オ 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- カ その他市長が特に適当でないと認めたもの
- キ 上記のほかは、ネーミングライツ事業を実施する施設ごとの募集要項に定めるもの

(3) 愛称の変更

市民や施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、原則愛称の変更はできないこととします。

## 【 9 パートナーの募集方法等 】

(1) 募集方法

ア 募集は、原則公募とし、市のホームページや「広報まいづる」等に掲載することにより行います。

(2) 応募資格

応募資格を有する者は、法人又は、事業を営む個人（以下「民間事業者等」という。）とし、要綱第4条に該当する民間事業者等は契約の相手方とすることはできません。

なお、施設の性格や実情等を考慮し、これ以外の事項についても規定することは可能であり具体の応募資格は、別途募集要項において規定します。

(3) 費用負担

応募に要した経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項

応募に必要な事項を記載した募集要項等を作成します。募集要項に記載する主な事項は、次のとおりです。募集要項では、応募方法や選考方法などをあらかじめ公表することで、パートナーの決定過程の透明性の確保に努めることとします。

ア 目的について

イ ネーミングライツ事業を実施する対象施設等（名称、所在地、目的、概要）について

ウ 募集概要（愛称、命名権の範囲、契約期間、ネーミングライツ料、名称変更に伴う費用負担、応募資格、留意事項）について

エ 応募方法（募集期間、応募先、質問事項の受付、提出書類）について

オ 応募に係る提出書類について

応募に係る提出書類については、募集要項で詳細を記載しますが、主な書類は次の通りです。

①ネーミングライツ申込書（様式第1号）

②法人等役員名簿（様式2号）

③誓約書（様式3号）

④地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画（様式4号）

- ⑤会社概要及び直近3箇年の決算報告書（法人の場合）、または確定申告書（個人事業者の場合）
- ⑥登記事項証明書（商業登記簿謄本）写し（発行後3箇月以内のもの）
- ⑦法人税、法人事業税、法人市府民税及び消費税及び地方消費税の納税証明書。  
個人事業者は市府民税

カ 選考方法等について

キ 契約について

ク その他（愛称の周知、指定管理者との協議など）について

ケ 問い合わせ先について

※ なお、募集要項等の作成に当たっては、10 - (2) 「審査項目及び審査ポイント」も参考としてください。

#### (5) 募集期間

募集期間は、原則として30日以上とします。

#### (6) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか、又は、募集を取りやめることとします。

## 【 10 選定方法等 】

### (1) 審査委員会の設置

ネーミングライツ事業の導入に際し、審査委員会を設置し、募集要項の協議や優先交渉権者（※）及び、次点以下の交渉順位の決定等について審査・選定を行います。

また、審査・選定に当たっては、必要に応じて助言者の出席を求めることができますこととします。

#### ※優先交渉権者

応募者のうち、パートナーとしての適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う民間事業者等をいいます。

### (2) 審査項目及び審査ポイント

次の視点で審査項目を定め、総合的に判断します。

なお、応募者が1者の場合でも、審査委員会においてパートナーとしてふさわしいか否かについて審査・選定を行います。

#### ア 応募民間事業者等 《審査ポイント》

- ① 応募資格は適正か
- ② 応募民間事業者等の経営は健全か
- ③ 施設と応募民間事業者等の理念・事業内容等がマッチしているかなど

#### イ 応募の趣旨 《審査ポイント》

- ① 本市のネーミングライツ事業の目的に沿っているかなど

#### ウ 愛称 《審査ポイント》

- ① 親しみやすいか、分かりやすいか、呼びやすいか

② 施設の管理運営に支障が生じないか など

## 【 11 パートナーの決定及び公表等 】

(1) パートナーの決定と契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合は、パートナーとして決定し、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。

(2) パートナーの公表

パートナー決定後、すみやかに当該民間事業者等の名称、施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ、「広報まいづる」等により公表します。

## 【 12 ネーミングライツ事業導入に伴う費用負担 】

市とパートナーの費用負担は、次の表によるものとします。なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議の上、契約書等において定めることとします。

区 分	市	パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更（※1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット・封筒等の印刷物やHPの表示変更（※2）	○	

※1 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととします。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定することとします。

## 【 13 愛称の使用 】

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。

## 【 14 契約の解除 】

パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。 その場合における、原状回復に必要な費用はパートナーが負担するものとします。

## 【 15 契約期間の満了 】

市は、当該施設等について、契約期間満了までに、ネーミングライツ事業の継続実施について判断します。なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツ事業の契約更新施設等においては、現パートナーを優先交渉権者とします。

## 【 16 指定管理者制度等導入施設にかかる留意点 】

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合は、指定管理者制度等の趣旨を鑑みながら、管理運営受託団体の不利益とならないよう、次の点に留意することとします。

### (1) 導入対象施設等の決定

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合、市は、ネーミングライツ事業導入に関して管理運営受託団体から意見や要望などを聴取したうえ、導入の可否を決定することとします。

### (2) 優先交渉権者への選定

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合、現パートナーが契約更新を希望する場合を除き、市は、ネーミングライツ事業導入に関して管理運営受託団体と事前に協議を行い、応募の意思がある場合については、管理運営受託団体を優先交渉権者として決定できることとします。また、応募の意思がない場合、あるいは協議が整わなかった場合については、公募によりパートナーを募集することができることとします。

### (3) 費用負担

現管理運営受託団体がパートナーを兼ねる場合については、ネーミングライツ料は、指定管理にかかる管理経費とみなさないこととします。また、現管理運営受託団体とパートナーが異なる場合で、第 12 ネーミングライツ事業導入に伴う費用負担の表以外に、ネーミングライツ事業導入に起因して副次的に発生する費用負担については、パートナー、現管理運営受託団体及び市の3者の協議により決定することとします。

### (4) その他

ネーミングライツ事業導入された場合においては、パートナー、管理運営受託団体及び市の3者は、ネーミングライツ事業導入の目的を達成するために、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。

## 【 17 その他 】

このガイドラインは、運用状況及びその他の状況などに応じ、適宜見直しを行うこととし、また、ネーミングライツ事業に関することで、本ガイドライン以外に必要な事項は、別に定めることとします。

## 【 18 施行時期 】

このガイドラインは、令和6年6月10日から施行します。

## 【 19 各種様式 】

(様式第 1 号)

年 月 日

舞鶴市長 様

事業者等名

所在地

代表者名

⑩

### ネーミングライツ事業申込書

1. 対象施設
2. 愛称 (案)  
(ふりがな)
3. 愛称 (案) の提案理由
4. ネーミングライツ料  
年額 円  
【 年間合計 円】
5. 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
6. パートナー特典に係る提案  
(愛称の命名以外に御社等の希望する特典があればご記入ください。)
7. その他  
(PR 事項やご意見等があればご記入ください。)

担 当

所属部署

役職・氏名

連絡先

TEL: FAX:

E-mail:

<添付書類>

会社概要

直近 3 か年の決算報告書類、または確定申告書

登記事項証明書 (商業登記簿謄本) 写し (発行後 3 か月以内のもの)

市府民税及び消費税に未納が無いことを証する書類 (直近 1 年分)

法人等役員名簿 (様式第 2 号)

誓約書 (様式第 3 号)

地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画  
(様式第 4 号)

法人等役員名簿

法人等名  
所在地

役職名  
ふりがな  
氏名  
生年月日  
性別

上記記載事項に相違ありません。

年 月 日

舞鶴市長 様

法人等名  
所在地  
代表者名

⑩

※提出日現在の状況を記入してください。

※法人にあっては法人の登記簿謄本に記載されている役員（取締役・監査役）、法人以外の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等が対象となります。

誓約書

舞鶴市長 様

法人等名

所在地

代表者名

㊞

ネーミングライツ事業の応募に当たり、下記の事項について、事実と相違ないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記4につき市が必要と判断する場合は、市が誓約書及び法人等役員名簿を京都府舞鶴警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 ネーミングライツパートナーの応募資格要件を全て満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。
- 3 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 4 3の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人等ではありません。

地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画

ネーミングライツパートナー選定の資料とさせていただきますので、地域貢献に対する考え方、これまでの活動実績、今後の計画などをご記入ください。

※詳細がわかる資料等があれば添付してください。

年 月 日

法人等名  
所在地  
代表者名

⑩

様

舞鶴市長

印

ネーミングライツ優先交渉者（採用・不採用）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった、ネーミングライツパートナーについて、内容を審査した結果、下記の理由により優先交渉者として（採用・不採用）としましたので、通知します。

記

施 設 名

不採用理由

※不採用の場合のみ なお、優先交渉者との協議が整わなかった場合、審査委員会の審査結果に基づき、再度、優先交渉者を決定します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様

舞鶴市長

印

## ネーミングライツ契約解除通知書

ネーミングライツについて、下記の理由により契約を解除します。

## 記

1. 契約解除年月日 年 月 日
2. 施設名
3. 契約解除理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定(この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)